



2020年5月13日

各位

会社名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 友井 洋介
(コード：4997、東証第1部)
問合せ先 管理本部総務・法務部長 永井 統尋
(TEL. 03-6361-1400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第121回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年5月13日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、2020年6月26日開催予定の当社第121回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日(金) (予定)

定款変更の効力発生日 (未定) ※

- ※ 当社第121回定時株主総会の継続会終結の時をもって効力発生となる予定であります。なお、当社第121回定時株主総会の継続会の開催につきましては、本日付の「第121回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて別途開示しております。

以上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の 他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第18条 当社は取締役18名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の 他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第18条 当社は取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 18名以内を置く。 <u>2. 当社は監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株</p>

現行定款	変更案
	主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>
(新設)	<u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新設)	<u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。ただし選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u>
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>ができる。</p> <p>3. ～6. (条文省略)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(定員)</u></p> <p>第26条 当会社は監査役4名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第27条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</u></p>	<p>3. ～6. (現行どおり)</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3. 会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は監査役をもって構成する。</u></p> <p><u>2. 監査役会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規則による。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第27条 監査等委員会は監査等委員である取締役をもって構成する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。ま</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 33条～第 38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>た、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>3. <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則による。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 29条～第 34条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 121 期事業年度に関する定時株主総会の継続会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任につき、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</u></p>

以上